

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年2月15日(2024.2.15)

【公開番号】特開2022-187634(P2022-187634A)

【公開日】令和4年12月20日(2022.12.20)

【年通号数】公開公報(特許)2022-234

【出願番号】特願2021-95718(P2021-95718)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 320

A 63 F 7/02 334

【手続補正書】

【提出日】令和6年2月6日(2024.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動条件の成立に基づいて抽選を行い、該抽選の結果に基づいて特典を付与する遊技機であって、

画像を表示可能な画像表示手段と、

該画像表示手段の表示を制御することが可能な演出制御手段と、

遊技者が操作可能な特定操作手段と、を備え、

前記演出制御手段は、

前記特典の付与可能性がないときに行われる第1特定演出と、

30

前記特典の付与可能性があるときに行われる第2特定演出と、

予め設定されている特別条件が成立した場合に前記画像表示手段に特別情報を表示させる特別表示と、を行うことが可能であり、

前記第1特定演出と前記第2特定演出とのそれぞれは前記特別表示と同時にを行うことが可能とされ、

前記特別表示は、前記第1特定演出に関する表示と前記第2特定演出に関する表示よりも上位のレイヤに表示され、

前記第1特定演出と前記特別表示とが行われている場合に、前記特定操作手段が操作されたことに基づいて当該第1特定演出のみを終了して前記特別表示を継続可能であり、

前記第2特定演出と前記特別表示とが行われている場合に、前記特定操作手段が操作されたことに基づいて当該第2特定演出を終了することなく前記第2特定演出と前記特別表示とを継続可能であり、

さらに、前記特定操作手段とは別の特別操作手段を備え、

前記第1特定演出と前記特別表示との実行中に前記特別操作手段が操作されても前記第1特定演出は終了されないものであり、

さらに、前記第1特定演出と前記第2特定演出は、異なる態様の演出とされることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

50

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

従来、始動口に遊技球が入賞したことに基づいて大当たりとするか否かの抽選を行い、抽選結果が大当たりとなった場合には、表示装置に大当たり図柄を停止表示して大当たり遊技を発生させる遊技機が知られている（例えば、特許文献1）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

10

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2016-26097号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、上記特許文献に記載された遊技機では、遊技興趣の低下抑制に未だ改善 20
の余地が残されている。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、このような事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、遊技興趣の低下を抑制することができる遊技機を提供することにある。

【手続補正6】

30

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

始動条件の成立に基づいて抽選を行い、該抽選の結果に基づいて特典を付与する遊技機 40
であって、

画像を表示可能な画像表示手段と、

該画像表示手段の表示を制御することが可能な演出制御手段と、

遊技者が操作可能な特定操作手段と、を備え、

前記演出制御手段は、

前記特典の付与可能性がないときに行われる第1特定演出と、

前記特典の付与可能性があるときに行われる第2特定演出と、

予め設定されている特別条件が成立した場合に前記画像表示手段に特別情報を表示させ 50
る特別表示と、を行うことが可能であり、

前記第1特定演出と前記第2特定演出とのそれぞれは前記特別表示と同時に行うことが
可能とされ、

前記特別表示は、前記第1特定演出に関する表示と前記第2特定演出に関する表示より
も上位のレイヤに表示され、

前記第1特定演出と前記特別表示とが行われている場合に、前記特定操作手段が操作されたことに基づいて当該第1特定演出のみを終了して前記特別表示を継続可能であり、
前記第2特定演出と前記特別表示とが行われている場合に、前記特定操作手段が操作されたことに基づいて当該第2特定演出を終了することなく前記第2特定演出と前記特別表示とを継続可能であり。

さらに、前記特定操作手段とは別の特別操作手段を備え、
前記第1特定演出と前記特別表示との実行中に前記特別操作手段が操作されても前記第1特定演出は終了されないものであり、

さらに、前記第1特定演出と前記第2特定演出は、異なる態様の演出とされることを特徴とする。

10

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

20

本発明の遊技機においては、遊技興趣の低下を抑止することができる。

30

40

50